

宮津市建築物等における 木材の利用の促進に関する基本方針



宮 津 市

平成26年5月 策定

令和6年3月 改定

目次

第1 趣旨

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- 1 建築物等における木材の利用の促進の意義
- 2 建築物等における木材の利用の促進の基本的方向

第3 宮津市が整備する建築物等における木材の利用の促進の方針

- 1 木材の利用の促進を図る公共建築物等
 - (1)対象
 - (2)積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲
 - (3)コスト面で考慮すべき事項
- 2 公共土木
- 3 木質バイオマスの燃料利用
- 4 その他
- 5 宮津市内産木材の定義
- 6 京都府産木材について

第4 宮津市が整備する建築物等における木材の利用の目標

- 1 公共建築物の木造化・内装木質化
- 2 公共土木
- 3 木質バイオマスの燃料利用
- 4 その他

宮津市建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針

平成26年5月30日策定

令和6年3月14日改定

第1 趣旨

本方針は、宮津市の建築物等の整備において、積極的に宮津市内産木材または京都府産木材の利用を促進するための基本方針を定めるとともに、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき京都府が定めた「京都府産木材の利用の促進に関する基本方針」に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、地域の健全な森林の育成、環境の保全、林業・木材産業の振興のため策定するものです。

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における木材の利用の促進の意義

本市は京都府の北部に位置し、宮津湾を由良ヶ岳、杉山・大江山及び成相山・角突山の三方に囲まれた風致景観を形成しています。

本市の総面積は172.74㎢であり、そのうち森林面積は13,516haで、市域面積の約79%を森林が占めています。また、森林面積のうち民有林面積は11,914haで、スギ・ヒノキなどの人工林の面積は3,224ha(人工林率は27%)です。

林業を取り巻く情勢は、林家の高齢化・後継者不足等の林業労働力の減少に加え、近年にわたる木材価格の低迷等による林業に対する経営意欲の低下もあって極めて厳しい状況となっています。

一方で、森林の役割は奥山から里山に至るまで、様々な樹種や生育段階からなり、水源涵養、自然環境の保全、土砂の流出防備、地球温暖化の防止、林産物の供給等多面的な機能の発揮を通じて市民生活の安定に重要な役割を担っています。

このような状況から、宮津市では宮津市内産木材または京都府産木材の利用を促進するとともに、令和元年度から新たに始まった森林経営管理事業による木材利用の普及啓発等の取組みを更に進め、木材の需要の拡大を図ることにより、森林の適時適切な整備を促し、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮や資源循環型社会の形成に資するものです。

2 建築物等における木材の利用の促進の基本的方向

市内各地に所在する建築物等(公共施設、土木工事等における各資材、机等調度品を含む)は、多くの市民に利用されることから、木と触れ合い木の良さを実感する機会を広く提供することができ、宮津市が率先して建築物等への木材利用を進めることで、直接的な木材需要拡大はもとより、木材の良さを多くの市民にPRすることで、一般建築物への利用の促進や、木製品による消耗品等への利用促進、ペレットストーブなどエネルギー源としての木材利用の拡大への波及効果も期待できることから、宮津市は、建築物等への木材の使用を可能な限り積極的に推進します。

第3 宮津市が整備する建築物等における木材の利用の促進の方針

1 木材の利用の促進を図る公共建築物等

(1) 対象

宮津市の庁舎のほか、市立の教育施設、文化施設、運動施設、福祉施設、医療施設などの市民が利用する機会が多い公共建築物や市営住宅を対象にします。

(2) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、以下に掲げる法令等により木造化が困難な①から③の場合を除き、可能な限り「木造」に努めるものとします。

- ① 建築基準法等の法令の規定や施設の設置基準などにより木造化が困難な場合
- ② 建築物に求められる強度、耐火等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、構造計画やコスト面での木造化が困難な場合
- ③ 災害時の拠点室等を有する災害緊急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵または使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物、文化財の収納・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造になじまない又は木造化を図ることが困難な場合

(3) コスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の工夫により維持管理コストの低減を図り、建設コストにとどまらず、その計画・設計段階から維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルについても十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断したうえで木材の利用に努めるものとします。

2 公共土木

宮津市が実施する土木工事または公共建築物、公園などの外構工事における各種資材

及び仮設資材を対象とします。

3 木質バイオマスの燃料利用

宮津市の公共施設等において、暖房器具、ボイラー等をあらたに導入する場合に、対象とします。

4 その他

市有施設における机・椅子・書架などの調度品や文具など消耗品の調達可能なものを対象とします。

5 宮津市内産木材の定義

宮津市域で伐採・搬出された木材とします。

6 京都府産木材について

原則として「京都府産木材認証」を受けた木材とし、当該木材の使用が困難な場合は「京都府産木材証明」を受けた木材とします。

第4 宮津市が整備する建築物等における木材の利用の目標

1 公共建築物の木造化・内装木質化

宮津市が整備する以下の施設は、可能な限り木造化を進め、非木造となった場合にも、内装の木質化を積極的に推進します。

- ① 学校施設
- ② 社会福祉施設
- ③ 医療施設
- ④ 運動施設
- ⑤ 社会教育施設
- ⑥ 文化・観光施設
- ⑦ 住宅施設
- ⑧ 公園施設
- ⑨ 庁舎
- ⑩ その他①～⑨に類する施設

2 公共土木

宮津市が実施する下記施設の整備については、土木工事または外構工事での各種資材及び仮設資材などで、宮津市内産木材又は、京都府産木材の木製品を可能な限り使用します。

- ① 道路施設(農道や林道・作業道などを含む)
- ② 公園施設
- ③ 河川施設
- ④ 外構施設
- ⑤ その他①～④に類する施設

3 木質バイオマスの燃料利用

暖房器具やボイラーを設置する場合は、エネルギー源として木質バイオマスを燃料とする器具等の導入について、燃料の調達や維持管理に要するコスト等を考慮しながら可能な限り使用するよう努めます。

4 その他

市有施設における机・椅子・書架などの調度品や、文具などの消耗品の調達可能なものについては、可能な限り宮津市内産木材又は、京都府産木材を使用した木製品とします。

付則 この方針は、平成 26 年5月 31 日から適用する。

付則 この方針は、令和6年3月 14 日から適用する。